

出資法人経営評価の結果について (一般社団法人滋賀県造林公社)

1 経営評価について

(1) 目的

- ① 出資法人が、経営状況や活動状況等について、中期経営計画や年度目標を踏まえて点検評価し、達成度や課題等を確認することで、経営の改善につなげる。
- ② 県として、出資法人の経営状況や活動の内容、点検評価の結果などを適切に把握し、運営の状況等を評価するとともに、これを踏まえた必要な関与を行う。
- ③ 県民に対し、出資法人に対する県の人的・財政的関与の状況を示すとともに、出資法人および県が、出資法人の経営状況全般についてどのように評価、判断し、どのような対応を行っているかを明らかにする。

(2) 対象となる出資法人の範囲

県が資本金、基本金、基金その他これらに準ずるものの4分の1以上を出資し、または出捐している 25 法人

〔 地方独立行政法人法に基づき設立された法人（滋賀県立大学）および特別法に基づき設置され、国の関与が前提とされている法人（滋賀県信用保証協会）を除く。 〕

(3) 評価方法

財務諸表等に基づく出資法人の経営状況等や、県の人的・財政的関与の状況から、出資法人と県により5つの視点（効果性、効率性、健全性、自立性、透明性）からの評価および総合的な評価（事業の状況、財務の状況、行政経営方針実施計画の状況、総合所見）を行う。

(4) その他

評価は、毎年度実施し、評価結果は、公表する。

一般社団法人滋賀県造林公社の概要について

1 名称 一般社団法人滋賀県造林公社

2 設立年月日 昭和40年4月1日

3 設立の趣旨・目的

分収造林事業、分収育林事業、林業労働力の確保および育成に関する事業その他の森林・林業に関する事業を行うことにより、森林が持つ水源かん養機能、県土保全機能、地球環境保全機能等の公益的機能を発揮し、琵琶湖・淀川流域の住民の安全かつ安心で豊かな生活の確保、産業の発展等に寄与することを目的とする。

4 業務概要

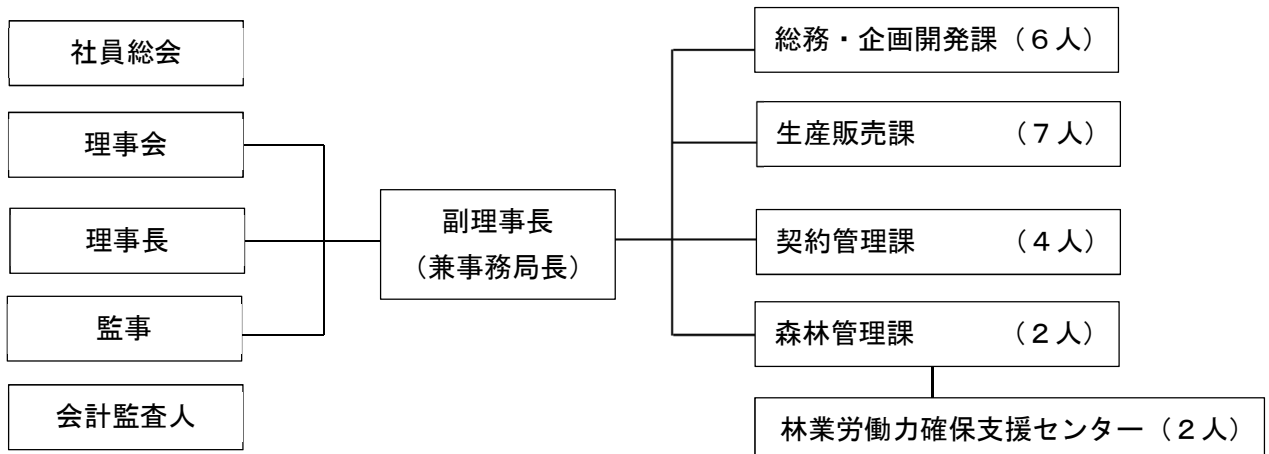
- ①分収造林事業および分収育林事業
- ②林業労働力の確保および育成に関する事業
- ③森林・林業に関する調査等の受託に関する事業

5 出資の状況（令和3年度末）

（単位：千円、％）

| 区分 | | 出資額 | 構成比 | 区分 | | 出資額 | 構成比 |
|-----------|----|-----|-----|-----|------------|--------|-------|
| 基本 財産等 | | | | その他 | 滋賀県 | 18,000 | 83.3 |
| | | | | | 滋賀県内13市町 | 2,900 | 13.4 |
| | | | | | 滋賀県森林組合連合会 | 100 | 0.5 |
| | | | | | 兵庫県 | 600 | 2.8 |
| | | | | | 小計 | 21,600 | 100.0 |
| | 小計 | | | 合計 | 21,600 | 100.0 | |

6 組織図



7 役員等

| 役職 | 氏名（他団体での役職） | 常勤 |
|------|----------------------------------|----|
| 理事長 | 三日月 大造（滋賀県知事） | |
| 副理事長 | 大塚 秀一（滋賀県琵琶湖環境部技監） | ○ |
| 理事 | 萩 大陸（元成美大学教授） | |
| 理事 | 横尾 仁（長浜市産業観光部長） | |
| 理事 | 北村 美代子（滋賀県林業研究グループ連絡協議会女性部長） | |
| 理事 | 坂野上 なお（京都大学助教） | |
| 理事 | 長瀬 正弘（高島市農林水産部長） | |
| 理事 | 中村 守（滋賀県琵琶湖環境部次長） | |
| 理事 | 岡田 眞男（東近江市農林水産部長） | |
| 理事 | 守本 豊（兵庫県新県政推進次長（政策担当）兼企画部総合企画局長） | |
| 監事 | 辻本 誠（滋賀県会計管理者兼会計管理局長） | |

8 所在地 大津市松本一丁目2番1号

令和4年度 出資法人経営評価表

(別紙3・公益法人等用)

| | |
|-----|---------------|
| 法人名 | 一般社団法人滋賀県造林公社 |
|-----|---------------|

1 人員、県の人的関与の状況

(単位：人)

| ①会員の状況（社団法人のみ） | | | | R2年度 | R3年度 | R2→R3増減 | | | | |
|---------------------|--|--|--|---------|---------|---------|---------|-----|------|----|
| | | | | 16 | 16 | | | | | |
| ②役員の状況 | | | | R2年度 | R3年度 | R2→R3増減 | R4年度 | | | |
| 評議員総数 | | | | | | | | | | |
| うち県職員（特別職を含む。） | | | | | | | | | | |
| うち県退職職員（OB） | | | | | | | | | | |
| 理事総数 | | | | 10 | 10 | | 10 | | | |
| うち県職員（特別職を含む。） | | | | 2 | 2 | | 3 | | | |
| うち県退職職員（OB） | | | | 1 | 1 | | | | | |
| うち常勤役員数 | | | | 1 | 1 | | 1 | | | |
| うち県職員（特別職を含む。） | | | | | | | 1 | | | |
| うち県退職職員（OB） | | | | 1 | 1 | | | | | |
| 監事総数 | | | | 1 | 1 | | 1 | | | |
| うち県職員（特別職を含む。） | | | | 1 | 1 | | 1 | | | |
| うち県退職職員（OB） | | | | | | | | | | |
| うち常勤監事数 | | | | | | | | | | |
| うち県職員（特別職を含む。） | | | | | | | | | | |
| うち県退職職員（OB） | | | | | | | | | | |
| 報酬額・年齢 | | | | | | | | | | |
| 常勤役員の平均年齢 | | | | | | | | | | |
| 常勤役員の平均報酬（年額）（千円） | | | | | | | | | | |
| 役員の報酬総額（年額）（千円） | | | | 120 | 110 | △ 10 | 120 | | | |
| ③職員の状況 | | | | R2年度 | R3年度 | R2→R3増減 | R4年度 | | | |
| 職員総数 | | | | 22 | 22 | | 21 | | | |
| 常勤職員 | | | | 17 | 16 | △ 1 | 14 | | | |
| プロパー職員 | | | | 4 | 4 | | 4 | | | |
| うち県退職職員（OB） | | | | | | | | | | |
| 県等からの派遣職員 | | | | 10 | 10 | | 9 | | | |
| うち県派遣職員 | | | | 10 | 10 | | 9 | | | |
| 臨時・嘱託職員 | | | | 3 | 2 | △ 1 | 1 | | | |
| うち県退職職員（OB） | | | | | | | | | | |
| 非常勤職員 | | | | 5 | 6 | 1 | 7 | | | |
| うち県派遣職員 | | | | | | | | | | |
| うち県退職職員（OB） | | | | 2 | 2 | | 2 | | | |
| プロパー職員の平均年齢 | | | | 47.0 | 48.0 | 1.0 | 49.0 | | | |
| プロパー職員の平均給与（年額）（千円） | | | | 6,388 | 6,532 | 144 | 6,333 | | | |
| 職員の給与総額（年額）（千円） | | | | 121,091 | 122,929 | 1,838 | 123,300 | | | |
| プロパー職員の年代別職員数 | | | | 10代 | 20代 | 30代 | 40代 | 50代 | 60代～ | 合計 |
| (令和4年度当初実数) | | | | | | | 1 | 1 | 2 | 4 |

2 県の財政的関与の状況

(単位：千円)

| 項 目 | | R2年度 | R3年度 | R2→R3増減 | R4年度 | 備考 (R4内訳) |
|--|---------------|------------|------------|----------|---------|---|
| 県からの 年間 収入額 | 補助金 | 128,603 | 77,248 | △ 51,355 | 217,602 | 森林環境保全直接支援事業補助金 186,593千円 森林病害虫獣防除事業補助金 3,709千円 林業労働力対策事業補助金 200千円 環境林整備事業補助金 27,100千円 |
| | 負担金 | | | | | |
| | 委託料 | 5,969 | 6,931 | 962 | 14,187 | 林業労働力・担い手確保事業 4,500千円 森林組入人材育成事業 2,700千円 木質バイオマス地域循環促進事業 6,987千円 |
| | その他 | 221,304 | 205,963 | △ 15,341 | 210,625 | 出資金 210,625千円 |
| 合計 | | 355,876 | 290,142 | △ 65,734 | 442,414 | |
| 年度末 残高 | 県からの借入金 | 18,424,860 | 18,362,512 | △ 62,348 | | |
| | 県からの損失補償・債務保証 | | | | | |
| 短期貸付金の金額（期間中の県からの借入れで、同一年度に貸付けと返済の双方が行われるもの） | | | | | | |

3 評価

| 区分 | 評価項目 | 評価内容 | 該当項目に○ | | | 出資法人の所見 | 県の所見 |
|-----|------------------|---|--------|----|----|--|---|
| | | | R1 | R2 | R3 | | |
| 効果性 | 中期経営計画、年度目標の策定 | 中期経営計画、年度目標とも策定している。 ----- 中期経営計画のみ策定している。 ----- 年度目標のみ策定している。 ----- 策定していない。 | ○ | ○ | ○ | 中期経営改善計画については、毎年度、前年度の事業実績に対して、外部有識者で構成する経営評価委員会による意見を踏まえた経営評価を行い、この評価結果を踏まえ、事業や計画の見直し等に反映するPDCAサイクルによる進行管理を行っている。 令和3年度事業実績に対する経営評価では、経営改善に向けた取組について、21項目中16項目で計画を達成できた。今後、全ての項目で計画を達成できるよう取り組んでいく必要があると考えている。 | 中期経営改善計画については、長期経営計画に掲げられた経営理念「琵琶湖と淀川を守りつつ地域の木材生産の核となる公社林づくり」を踏まえ、公益的機能の持続的な発揮に配慮しながら、木材生産等が実施されている。 また、毎年度、外部有識者の意見を踏まえて経営評価を実施し、計画の達成状況の評価や要因分析等を行い、適切に事業の進行管理がされている。 経営改善に向けた取組については、全ての項目で計画が達成されるよう努める必要がある。 |
| | 事業活動の社会情勢への適合性 | 全ての事業が社会情勢に適合し、その意義は大きい。 ----- 社会情勢に照らして意義が薄れてきた事業がいくつかある。 ----- 社会情勢に照らして意義の薄れてきた事業が多くある。 | ○ | ○ | ○ | | |
| | 活動の成果の達成度 | 活動について成果目標を定め、目標以上に達成している。 ----- 活動について成果目標を定め、目標どおり達成している。 ----- 活動について成果目標を定め、概ね目標どおりに達成している。 ----- 活動について成果目標を定め、達成しているものもあるが、十分ではない。 ----- 活動について成果目標を定めていない。 | ○ | ○ | ○ | | |
| | 住民、関係者等のニーズの把握状況 | 多様な調査を実施し、積極的にニーズの把握に努めている。 ----- ニーズを把握するための手段を講じている。 ----- 具体的な取組はしていない。 | ○ | ○ | ○ | | |
| 効率性 | 経常費用に占める管理費の状況 | 管理費比率が2期連続で減少した。 ----- 管理費比率が前期に比べ減少した。 ----- 管理費比率が前期に比べ増加した。 ----- 管理費比率が2期連続で増加した。 | ○ | ○ | ○ | 中期経営改善計画に基づき、経費の節減に取り組んだが、事業費の減少等により管理費比率が増加した。 今後も引き続き、事業費や管理費の削減に取り組んでいく。 | 事業費や管理費の節減に取り組むとともに、引き続き収益向上につながる取組に努める必要がある。 |
| | 経常収益・費用の比率 | 経常収益が2期連続で経常費用を上回った。 ----- 経常収益が、当期は経常費用を上回った。 ----- 経常収益が、当期は経常費用を下回った。 ----- 経常収益が、2期連続して経常費用を下回った。 | ○ | ○ | ○ | | |
| 健全性 | 債務超過の状況 | 当期末において債務超過でない。 ----- 2期連続で改善した。 ----- 前期に比べ改善した。 ----- 前期に比べ悪化した。 ----- 2期連続で悪化した。 | ○ | ○ | ○ | 平成19年11月に申し立てた特定調停は平成23年3月に全債権者の合意を得て成立した。これにより多額の債務免除を受け、財務状況は改善した。 また、残債務については、無利息化されるとともに、平成27年度以降に収益が生じた時にその収益を弁済することとなった。令和3年度においては、伐採収益が事業地への累積投下経費を上回り、中期経営改善計画を大幅に上回る債務弁済実績となったため、平成27年度の伐採開始以降では初めて正味財産が増加した。 経営改善の一環として、不採算林の解約を進めているため、総資産が大きく減少することとなり、その結果として借入金依存率が上昇するが、解約する不採算林と同額の負債（損失引当金）も減少するため、不採算林の解約による財務の健全性への影響はない。 | 平成23年3月に成立した特定調停により、債務が大幅に軽減されたが、多額の債務が残っている状況である。 令和3年度は、中期経営改善計画を上回る償還財源を確保できているが、今後も長期にわたって債務の弁済ができるよう、継続して経営改善に取り組む必要がある。 |
| | 正味財産期末残高の状況 | 2期連続で増加した。 ----- 前期に比べ増加した。 ----- 前期に比べ減少した。 ----- 2期連続で減少した。 | ○ | ○ | ○ | | |
| | 累積欠損金の状況 | 当期末において累積欠損金はない。 ----- 累積欠損金は、2期連続で減少した。 ----- 累積欠損金は、前期に比べ減少した。 ----- 累積欠損金は、前期に比べ増加した。 ----- 累積欠損金は、2期連続で増加した。 | ○ | ○ | ○ | | |
| | 短期的支払い能力の状況 | 流動比率は、2期連続で100%以上であった。 ----- 流動比率は、当期は100%以上であった。 ----- 流動比率は、当期は100%未満であった。 ----- 流動比率は、2期連続で100%未満であった。 | ○ | ○ | ○ | | |
| | 借入金依存率の状況 | 当期末において借入金はない。 ----- 2期連続で低下した。 ----- 前期に比べ低下した。 ----- 前期に比べ上昇した。 ----- 2期連続で上昇した。 | ○ | ○ | ○ | | |

| 区分 | 評価項目 | 評価内容 | 該当項目に○ | | | 出資法人の所見 | 県の所見 |
|---|--|--|--------|----|----|--|---|
| | | | R1 | R2 | R3 | | |
| 自立性 | 知事・副知事の代表者への就任状況 | 知事・副知事が法人の代表者へ就任していない | | | | <p>公社に対する土地所有者との信頼関係の維持が必要なこと、また、公益的機能の持続的発揮に向けて公社林を保全していく役割をしっかりと果たしていくためには、滋賀県の森林政策と一体的に進めることが重要なことから、現時点では知事が理事長であることが望ましいと考えている。</p> | <p>土地所有者等からの信用を保ち、事業の継続性を示す必要があることから、現時点においては、知事が理事長であることが望ましい。</p> <p>森林整備や木材生産等を通じて琵琶湖の水源地を保全するという公益的・公共的な役割を担うための必要な支援を行っていく。</p> <p>補助金および出資金の減少により、経常収益に占める県の財政支出の割合が前期に比べ低下した。</p> <p>事業の内容や経営状況を踏まえ、公社林の有する公益的機能の発揮と伐採収益等の確保につながる取組に対して、必要な支援を行っていく。</p> |
| | | 知事・副知事が法人の代表者へ就任している | ○ | ○ | ○ | | |
| | 県派遣職員の状況 | 当期末において県派遣職員はない | | | | <p>公社プロパー職員の退職等による職員構成の変化や事業量等に応じ、県とも協議・調整等を行いながら、適切な人員の確保を図っていく。</p> | |
| | | <p>常勤職員に占める県派遣職員の割合が前期に比べ低下した。</p> <p>常勤職員に占める県派遣職員の割合は前期と概ね同程度</p> <p>常勤職員に占める県派遣職員の割合が前期に比べ上昇した。</p> | ○ | ○ | ○ | | |
| | 県退職職員の就任状況 | 当期末において県退職職員はない | | ○ | ○ | ○ | |
| | | <p>常勤職員に占める県退職職員の割合が前期に比べ低下した。</p> <p>常勤職員に占める県退職職員の割合は前期と概ね同程度</p> <p>常勤職員に占める県退職職員の割合が前期に比べ上昇した。</p> | | | | | |
| 県財政支出の状況 | 当期末において県の財政支出はない。 | | ○ | | | | |
| | <p>経常収益に占める県の財政支出の割合が2期連続で低下した。</p> <p>経常収益に占める県の財政支出の割合が前期に比べ低下した。</p> <p>経常収益に占める県の財政支出の割合が前期に比べ上昇した。</p> <p>経常収益に占める県の財政支出の割合が2期連続で上昇した。</p> | | | ○ | | | |
| 短期貸付金の金額(期間中の県からの借入れで、同一年度に貸付けと返済の双方が行われるもの)の状況 | 当期間中において県の短期貸付けはない | | ○ | ○ | ○ | | |
| | <p>県の短期貸付けの額が2期連続で減少した。</p> <p>県の短期貸付けの額が前期に比べ減少した。</p> <p>県の短期貸し付けの額が前期と同額である。</p> <p>県の短期貸付けの額が前期に比べ増加した。</p> <p>県の短期貸付けの額が2期連続で増加した。</p> | | | | | | |
| 損失補償の状況 | 当期末において県の損失補償・債務保証はない | | ○ | ○ | ○ | | |
| | <p>県の損失補償・債務保証の額が2期連続で減少した。</p> <p>県の損失補償・債務保証の額が前期に比べ減少した。</p> <p>県の損失補償・債務保証の額が前期と同額である。</p> <p>県の損失補償・債務保証の額が前期に比べ増加した。</p> <p>県の損失補償・債務保証の額が2期連続で増加した。</p> | | | | | | |
| 透明性 | 情報公開規程の整備状況 | <p>規程を整備している。</p> <p>規程を設けていない。</p> <p>規程を設けていない(県の資本金等の割合が1/2未満)。</p> | ○ | ○ | ○ | <p>広く県民に対して、公社の経営状況や外部有識者による経営評価結果等について積極的に情報提供を行っているところであり、今後も引き続き行っていく。</p> | <p>財務状況や経営評価結果、J-クレジットの取組状況等について、ホームページ等で情報発信されており、適切に情報開示されている。</p> |
| | 情報公開の実施状況 | <p>ホームページ等により不特定の者に対し情報公開を行っている。</p> <p>不特定の者に対し情報公開を行っていない。</p> | ○ | ○ | ○ | | |
| | 文書管理規程の整備状況 | <p>規程を整備している。</p> <p>規程を設けていない。</p> <p>規程を設けていない(県の資本金等の割合が1/2未満)。</p> | | | ○ | | |
| | 文書管理の実施状況 | <p>情報公開の資料に係る文書の作成、整理、保存等を行っている。</p> <p>情報公開の資料に係る文書の作成、整理、保存等を行っていない。</p> | | | ○ | | |
| | 会計専門家の関与状況 | <p>作成した財務諸表について、会計監査人監査を受けている、または、財務諸表の作成過程で、会計の専門家の指導・助言を受けている。</p> <p>会計の専門家による監査・指導・助言等は受けていない。</p> | ○ | ○ | ○ | | |
| | 業務監査の実施状況 | <p>業務監査を実施している。</p> <p>業務監査を実施していない。</p> | ○ | ○ | ○ | | |

| | 出資法人の総合的評価・対応 | 県による総合的評価・対応 | | |
|--------------------------------|---|--|--|--|
| 事業に関する事項 | (森林整備) 環境林整備は計画を達成できなかったが、保育間伐、枝打および病害虫獣防除は計画を達成できた。 (木材の生産および販売) 伐採面積は計画を達成できなかったが、木材生産量および伐採収益は計画を達成できた。 | (森林整備) 公益的機能の持続的な発揮に向け、現地の状況や条件を把握して森林整備を進めていく必要がある。 (木材の生産および販売) 伐採収益は計画を達成することができたが、引き続き木材需給や材価の動向を注視しながら、収益性の高い木材の生産と販売に取り組み、収益向上に努める必要がある。 | | |
| 財務に関する事項 | 分収造林事業における伐採等に伴う償還財源の確保は計画を達成できた。 分収割合の変更、不採算林の解約および契約期間の延長は計画を達成できた。 | 分収割合の変更および契約期間の延長、ならびに不採算林の解約については、全ての項目で計画を達成することができたが、これらの項目は経営改善に関する重要な項目であるため、伐採に支障が生じないよう、引き続き粘り強く交渉する必要がある。 | | |
| 行政経営方針実施計画に関する事項 ※実施計画は次頁参照 | 令和3年度においては、第3期中期経営改善計画に基づき、分収割合の変更等に引き続き粘り強く取りむとともに、ウッドショックによる木材価格の上昇を的確に捉えて販売を行った。 令和4年度は第3期中期経営改善計画の2年目であり、令和3年度の実績をしっかりと評価し、引き続き、公社一丸となって計画達成に向けて全力で取り組む。 | 県が取りまとめた「公社造林のあり方」を踏まえて公益的機能の発揮と収益確保の両立に努めるとともに、経営改善に向け、第3期中期経営改善計画を着実に実行するよう指導・助言を行う。 | | |
| | 実施計画に定める「具体的な取組内容」の進捗状況 | 実施計画に定める「具体的な取組内容」の進捗状況 | | |
| | 2【出資法人】令和3年3月に、第3期中期経営改善計画を策定した。 3【出資法人】令和3年度の伐採面積は、実績(36ha)が計画(42ha)を下回ったが、ウッドショックによる木材価格の上昇を的確に捉えて販売を行ったことにより、伐採収益は、実績(63百万円)が計画(22百万円)を大幅に上回ることができた。 4【出資法人】令和3年度に分収割合の変更は、実績(314ha)が計画(150ha)を上回った。 | 1【県】平成30年11月から令和元年8月にかけて、外部有識者7名による公社造林あり方検討会を設置し、計6回の会議を開催。県は、検討会の内容を踏まえ、令和元年10月に「公社造林のあり方」を取りまとめた。この「公社造林のあり方」を踏まえながら、公社に対して指導・助言を行っている。 | | |
| | 実施計画に定める目標 | 左の実績 | 実施計画に定める目標 | 左の実績 |
| | <ul style="list-style-type: none"> ・中期経営改善計画の策定 2020年度 ・伐採面積(分収造林事業) 2017年度(平成29年度) 29ha/年(実績) →2020年度 72ha/年 ・分収造林契約の分収割合変更 2017年度(平成29年度) 70%(実績) →2020年度 100% | <ul style="list-style-type: none"> ・中期経営改善計画の策定 2020年度 ・伐採面積(分収造林事業) 2021年度(令和3年度) 36ha/年 ・分収造林契約の分収割合変更 2021年度(令和3年度) 314ha/年(76.1%) | <ul style="list-style-type: none"> ・公社造林のあり方検討会の設置・検討 2018年度～2019年度 ・検討結果に基づく指導・助言 2020年度～2022年度 | <ul style="list-style-type: none"> ・公社造林あり方検討会を設置し、公社林の保全活用方法について検討 2018年度～2019年度 ・「公社造林のあり方」を踏まえた指導・助言を実施 2020年度～2021年度 |

| | | |
|-------------|--|--|
| <p>総合所見</p> | <p>中期経営改善計画の経営評価を実施したところ、経営改善に向けた取組項目ごとの評価においては、21項目中16項目で計画を達成できた。 森林整備に関する取組については、7項目中6項目で計画を達成できたが、「環境林整備」の項目のみ計画を達成できなかった。 木材の生産および販売に関する取組については、6項目中3項目しか計画を達成できなかったが、最も重要な「伐採収益」の項目については、計画を大幅に上回り達成することができた。 財務状況の改善に関する取組については、4項目全てで計画を達成できた。 これらについては、経営改善の成否を左右する重要な項目であることから、なお一層の工夫と努力を重ねる。 森林整備については、公益的機能の持続的発揮に向けて、引き続き支援の強化を求めつつ着実に事業を実施する。 分取割合の変更等については、令和7年度までに契約期限を迎える土地所有者への集中的な交渉により、効果的な更改協議を行うとともに、伐採を実施する事業地に近接する土地所有者に対しても、伐採後の森林の状況や分取交付金の金額等の具体的な事例も示しながら、理解が得られるよう更改協議を行う。 木材の生産については、公社林と隣接する森林との施業集約化や地形条件に合った効率的な路網配置、AB材の生産に加え獣害被害木等の積極的な利用により、生産性の向上を図るとともに、林業労働安全対策も強化する。木材の販売については、滋賀県木材流通センターと連携し、价格的に有利な販売先を確保するほか、土場から販売先への直送による物流コストの縮減等により、引き続き収益性の高い販売に努める。 なお、これらを推進するため、公社の組織体制の強化を図るとともに、公社職員はもとより林業事業体も含めた人材の育成に取り組む。 第3期中期計画の2年目を迎えるに当たり、計画達成に向けて全力で取り組む。</p> | <p>公社は、一般社団法人滋賀県造林公社の健全な経営の確保のための県の特別な関与に関する条例(以下「関与条例」という。)に基づき、中期経営改善計画の実施状況等に対する自己評価を行い、自己評価の結果を踏まえて事業等の改善につなげているところである。 公益的機能の持続的発揮のためには、現地の状況や条件に応じて、計画的に森林整備を進めることが重要であり、また、更なる経営改善のためには、分取造林契約の変更や収益性の高い木材の生産・販売の一層の推進が必要となる。 県は、公社林が有する水源かん養機能などの公益的機能が将来にわたり発揮されるよう引き続き必要な支援を行うとともに、健全な経営が確保されるよう関与条例に基づき指導・助言を行っていく。</p> |
|-------------|--|--|

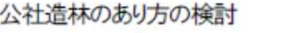
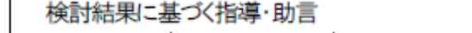
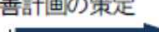



【参考資料】

財務諸表等へのリンク

一般社団法人滋賀県造林公社ウェブサイトへのリンク <http://www.morimoribiwako.com/profile/03.html>

※行政経営方針実施計画(2019年度～2022年度)

7 一般社団法人滋賀県造林公社【担当部課(局・室)名:琵琶湖環境部森林政策課】

| | | | | | | |
|--|--|--------|--|--|--------|---|
| 基本的な考え方 (現状認識・今後の方向性) | 当法人は、経営理念「琵琶湖と淀川を守りつつ地域の木材生産の核となる公社林づくり」に基づき、公益的機能の持続的発揮に配慮した効率的な森林整備の推進、収益性の高い木材の生産と販売の推進および健全な公社経営の確保に取り組んできた。今後、経営理念の実現のため、公社は公益的機能の持続的発揮を維持しながら収益性の改善による伐採収益の確保に引き続き努める。また、伐期を迎える公社林が増大することを踏まえ、県としても公益的機能の持続的発揮と木材生産の採算性を両立するための公社林の保全・活用方法の検討等を行う。 | | | | | |
| 具体的な取組内容 | (2018年度) | 2019年度 | 2020年度 | 2021年度 | 2022年度 | 目標 |
| 1 公益的機能の持続的発揮と木材生産における採算性を両立する公社林の保全・活用方法について、外部専門家の意見を踏まえて検討し、公社への指導助言を行う。【県】 | 公社造林のあり方の検討  | | 検討結果に基づく指導・助言  | | | ・公社造林あり方検討会の設置・検討 平成30年度(2018年度)～2019年度 |
| 2 次期中期経営改善計画を策定する。【出資法人】 | | | 次期中期経営改善計画の策定  | 次期中期経営改善計画に基づく取組の実施  | | ・中期経営改善計画の策定 2020年度 |
| 3 収益性を確保しつつ、水源涵養機能や県土保全機能等の持続的発揮に配慮した効果的な伐採を行う。【出資法人】 | 水源涵養機能等の持続的発揮に配慮した効果的な伐採の実施  | | | | | ・伐採面積(分収造林事業) 2017年度(平成29年度) 29ha/年(実績) → 2020年度 72ha/年 |
| 4 分収造林契約の変更について、引き続き粘り強く取り組み、伐採計画への影響を最小限にとどめるよう努める。【出資法人】 | | | 取組の実施  | | | ・分収造林契約の分収割合変更 2017年度(平成29年度) 70% (実績) → 2020年度 100% |
| 備考 | ・「法人の代表者へ知事が就任している」※平成31年(2019年)3月時点 | | | | | |